

令和4年度第1回(通算第15回) 鶴岡市上下水道事業経営審議会 (会議議事録)

○日時

令和4年11月1日(火) 午後1時30分から午後4時15分

○会場

鶴岡浄化センター 会議室

○次第

《委嘱状交付》

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員紹介
4. 事務局紹介
5. 会長・副会長の選出
6. 上下水道部の組織及び上下水道事業の現状について
7. 諮問・協議
 - (1) 下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について
 - (2) 三瀬地区農業集落排水事業分担金について
8. 報告
 - (1) 令和3年度上下水道事業決算について
 - (2) 経営効率化に向けた取組について
 - (3) その他
9. その他
10. 閉会

※施設見学：鶴岡浄化センター

○出席者

委員：20名中18名(欠席2名)

事務局：上下水道部長・上下水道部参事兼総務課長・水道課長・下水道課長・
下水道課工務主幹・下水道課主幹兼浄化センター所長・総務課長補佐
・総務課総務主査・同経営企画主査・同総務係長・下水道課下水道係長

○公開・非公開

公開

○傍聴者の人数

1名

《委嘱状交付》

(交付者：上下水道部長)

1. 開会

2. 上下水道部長あいさつ（要旨）

鶴岡市上下水道事業経営審議会の開催にあたり、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しいところご出席を賜り、感謝申し上げます。

ただ今、委嘱状を交付したが、委員を引き受けいただいたことに心より御礼申し上げますとともに、令和6年9月30日までの2年間、本市の水道事業、下水道事業の経営に関する事項についての調査審議をよろしくお願い申し上げます。

本審議会は、平成25年度に水道部と建設部下水道課が統合され、更に平成27年度に下水道事業の地方公営企業法の全部適用となったことを踏まえ、上下水道事業の円滑な経営を図ることを目的に平成28年10月に設置されたものである。

上下水道は欠かすことのできない重要なライフラインであり、使用者の負託に応えるための審議機関として位置付けられている。

本日の審議会では、最初に本市の上下水道事業の現状等について紹介し、次に市長から審議会に対する諮問事項2件についてご協議いただき、続いて「令和3年度の上下水道事業決算」と「経営効率化に向けた取組について」報告する。

会議が終了後、ここ鶴岡浄化センターの施設見学を予定して

おり、下水道を伝って流れてくる生活排水などがどのように処理されているか、また下水汚泥から出る「消化ガス」を燃料として発電を行う「鶴岡バイオガスパワー」、下水道と私たちの「食」とをつなげる「BISTRO(ビストロ)下水道」の取組などをご覧いただき、本市の実際の取組状況についてご認識を深める手助けになればと考える。

上下水道企業会計の原点は独立採算性であることから、将来にわたって持続させていくため、社会経済情勢の変化に対応しつつ、事務改善、経営効率化に努め、上下水道事業の健全経営を今後とも目指していく。

委員の皆様からは学術的な視点、あるいは生活者・事業者の視点から忌憚のないご指導ご助言等を賜るようお願い申し上げます。

3. 委員紹介

名簿順に紹介（出席者18名）

4. 事務局紹介

(自己紹介)

5. 会長・副会長の選出

会長： 平 智 山形大学農学部教授

副会長： 三木 潤一 東北公益文科大学公益学部長

審議会条例第6条の規定により会長が議長として進行

【会議の成立】

委員過半数（20名中18名）の出席により、会長が審議会の成立を宣言

【傍聴承認】

（会長）

※1名の傍聴者の承認について委員へ確認。

……異議なしのため傍聴を認める……

6. 上下水道部の組織及び上下水道事業の現状について

（会長）

それでは、「6. 協議」の「上下水道部の組織及び上下水道事業の現状について」事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

※配布資料3-1、3-2、3-3、3-4により説明

（会長）

ただ今の説明に対して、ご質問等があればどうぞ。

～ 特になし ～

（会長）

全国の上下水道事業と比較した場合、鶴岡市の上下水道事業は今のところ順調に進んでいるという理解でよろしいかと思われるが、敢えて大変と思われることを挙げるとすればどのようなことがあるか。

（事務局）

水道事業については、施設や道路に埋設されている管路の老朽化が進んでおり、償却期間を40年に設定し維持管理をしているが、現在、管路の老朽度は20%程度と考えられる。この老朽度が10年後には40%、更に10年後には70%以上に高まる見込みである。

これは高度成長期時代における昭和の市町村合併、その後の平成の市町村合併に伴い事業区域を拡大し、東北で最も広い面積を有する市になったことで管路の総延長が長くなり、これまでは原則すべての居住区域まで水道管を伸ばし供給してきたが、管路、配水地、貯水施設など当時から使われている施設の大部分が更新されることなく、今現在も活用していることによるものである。

老朽化が進む中で、阪神大震災や近年発生した山形県沖地震などの大きな地震に備えるためには、現在の耐震基準をクリアしていく必要がある。一方で、施設改修にはそれなりの経費を伴うものであり、以前は右肩上がりの人口増加の中で事業を展開してきたが、現在は給水人口の減少に比例する形で営業収益が減少している。

このため施設の縮小化（ダウンサイジング）もしくは更新の優先度について検討しながら、計画的に維持管理をしていきたいと考えている。

下水道事業については水道事業と同様に老朽化の課題はあるが、整備や維持管理に大きなコストがかかるのが特徴である。

令和3年度の経営審議会において下水道等使用料について諮問し、令和8年度まで5年間の据置という答申をいただいたが、今後の投資見通しや人口減少下における維持管理・改築等を考えると更なるコスト縮減を図る必要があり、そのための取組を進めているところである。

具体的には老朽化に合わせた施設の統廃合を進めるパスや、改築についてもアセットマネジメント・ストックマネジメントなどの手法を取り入れながら、できるだけ投資額を抑えていく取組を進めている。いずれにしても人口減少下においてコストがかかる下水道設備を維持していくためには、今後とも使用者の協力が不可欠となる。

なお、山形県全体の普及率は令和2年度末において全国で上から13番目となっており県の中でも鶴岡市は高い方となっている。

水道事業、下水道事業をあわせた総合的な課題であるが、上下水道部広報誌「すいすい」11月号の4頁目に「水道事業の広域化」について記載している。

ここでは水道事業のみの記載となっているが、国の考え方として水道事業、下水道事業共に今後の人口減少による使用水量の減少、料金収入の減少、施設の老朽化が進む中で、どのような形で事業を継続していくかが大きい課題ととらえられている。そのような中で水道事業、下水道事業共に、できる限り共同化や広域化を進めていく必要があるという方針が示されている。それらを進めていくため、都道府県単位で広域化推進の考え方をプランとしてまとめるよう国からの指示が出されており、このうち下水道事業に係る山形県の計画はすでに策定済みとなっている。

一方で水道事業については、令和4年度中を期限として「水道広域化推進プラン」の取りまとめを実施しているところである。

この中で庄内圏域の水道事業については、鶴岡市のほか酒田市、庄内町、遊佐町の4市町が給水を行う事業体として存在している。その一方で県企業局では用水供給事業を運営し、本市では約88%をそこから受水して各家庭や事業所などに供給しているが、用水供給を受けているのが遊佐町を除く2市1町であり、今後の効率的な運営を考えた場合に、「県の用水供給事業と2市1町の受水団体（末端給水事業者）の事業統合」が将来のあるべき姿ではないか、ということがテーマとなり検討が進められているところである。

この広報誌でお知らせしているとおおり、現段階ではプランの内容が確定していないので、県の広域化に関する方針が示され、プランとしてまとまっていく中で委員各位に情報提供していきたい。これは事業の枠組みに関わる重要な部分でもあるため、各位からご意見などをいただきたいと考えている。

（会長）

事業としては一方で100%の供用を目指しつつ、一方ではそれと同時に施設などが老朽化していくことにも対応していかなければならない、また人口減少社会の中では広域化についても具体的に取り組んでいかなければならない、そのような現状にあると理解できる。

その他、ご質問等があればどうぞ。

(委員)

水道事業・下水道事業は全国的に見ても順調に進んでいる方ということであるが、水道料金についてはどのような状況であるか。

(事務局)

この件に関し本日具体的な資料を用意していないが、同じ水道施設数や管路延長に対する使用者の数が少なく、例えば東京など大きな人口を擁する場所と比較すれば倍近くの料金設定となっている。県内13市の比較では、最も高い料金となっていないが、高い方の順位に入る。

しかしながら、一般会計からの繰入金が入っているかどうかなどの実態は事業者ごとに異なり、同列に論ずることはできないが、本市の水道事業経営に関する限り使用者の負担する料金で経営が成り立っている。

(会長)

ほかにご質問等があればどうぞ。

～ 特になし ～

(会長)

それでは次第7の諮問・協議に移りたい。
諮問があるため、一度進行を事務局にお返しする。

7. 諮問・協議

市長による会長宛ての諮問書（2件分）を、上下水道部長より会長に伝達
諮問書の写しを各委員に配布。

会長の進行により、協議を再開。

(会長)

それでは、「7. 諮問・協議」の「(1) 下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について」事務局から説明をお願いしたい。

(1) 下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について

(事務局)

※配布資料4-2により説明

(会長)

ただ今の説明に対して、ご質問があればどうぞ。

(委員)

4ページ目の改正前後における納付イメージを見ると、旧の場合は5年、新の場合は8年で納付できるように改めると読み取れるが、納付期間を5年から8年に変更することにより、市が負担する費用はどのように変わってくるか。

(事務局)

現行使用している管理システムは8年で対応できるようになっていることから、期間延長に伴い市が負担すべき費用は特段発生しないと見込んでいる。

(委員)

コロナ禍、物価高などによる影響を踏まえ、低所得者に配慮した制度の導入を図るとの説明であったが、「低所得者」とはどのように定義づけられるか。

(事務局)

低所得者の定義は、「受益者及びその世帯員全員の前年度における市県民税(住民税)が非課税であること」と整理している。非課税世帯であることの証明書類としては、(申請書等の提出の際)市の市民課等において発行する課税証明書を(世帯全員分)添付頂くことを考えている。

非課税世帯であることを基準とする理由は、現在国の臨時特別給付金の対象とする世帯、あるいは市で講じている各種生活支援策の適用要件を市県民税の非課税世帯としていることから、これを準用することにより整合を図るものである。

(委員)

前年と比べるとコロナや物価高が相当厳しい状況になっていると考えられるが、低所得者の定義は今の実態に見合っているか。

(事務局)

所得の状況、とりわけ低所得者の困窮度合いについては、住民税が一つの判断する指標となり得るが、共有できる範囲が限定されている情報であるため上下水道部で独自に把握できないものとなる。しかしながら国・地方の講じる施策の動きからも、困窮の度合いは深刻となり、支援策の必要性が更に高まっている状況にあると認識している。そのような意味で、制度をできる限り受益者の事情に配慮したものにしていきたいと考えている。

(委員)

(低所得者に適用される納付年数が)8年という設定であるが、これを更に延長するということは考えていないか。

(事務局)

何年に設定するのが適切であるか、これについては恐らく正答というものがないため、当方でも議論を重ねてきた経緯がある。その中で懸念されることとして、下水道事業はある期間を限定し集中的に投資を行う事業であることから、長期の納付期間に設定した場合、受益者が期間途中で死亡あるいは消息がつかめなくなるなど、債権管理上のリスクが高まる可能性があると考えている。よって、8年という期間設定であれば、先刻申し上げた管理上のコストの面で特に問題なく低所得者に配慮した制度に改めることができると考え、提案した次第である。

(会長)

これについて、いつまでに結論を出すのが望ましいか。

(事務局)

今回ご意見をいただき、それらを反映した答申案を次回提示し、その場で答申内容の決定に至ることができればと考えている。

(委員)

コロナの影響による景気低迷前の時期と現在の滞納・未納者の割合はどのようになっているか。

(事務局)

5年前の平成29年度の収納率、いわゆるその年のうちに納付されるべき負担金のうち実際に納付された額の割合となるが、現年度分については96.4%で、滞納繰越分、いわゆる前年度に本来納付されるべきところが納付されず繰り越されている負担金の収納率は11.2%となっている。

一方で、令和3年度の収納率では、現年度分が97.7%で1.3ポイント上がっているが、滞納繰越分、特にこれは生活困窮等の影響等が大きい部分と思われるが、こちらの収納率は、7.1%で5年前と比べて約4ポイント低下している。

コロナ等による生活への影響が数値上にも現れていると認識しているところであり、また収納対策事業などでは生活状況の相談、例えばコロナの影響などで納付が困難になったなどの相談も受けており、そのような事情についてもできる限り配慮していくことを目指している。

(会長)

事務局提案が8年となっているのはなぜなのか、10年ではどうなのか、あるいは7年とか9年ではどうか、など色々な考え方があるとは思いますが、現システム上、一番スムーズにそれを適用できるのが事務局原案の8年であるのではないかと受け止めたところである。

また、コロナの影響が深刻であるから、これ以外の特別な対策があった方がいいのではないかという意見があるかもしれないが、できるだけ円滑に仕組みを導入することも効果的なコロナ対策につながるのではないかと考える。

これについてほかに意見があればどうぞ

～ 委員 意見等なし ～

(会長)

では、事務局に対し次回までに答申案の作成をお願いします。

(会長)

次に、「(2) 三瀬地区農業集落排水事業分担金について」事務局から説明をお願いしたい。

(2) 三瀬地区農業集落排水事業分担金について

(事務局)

※配布資料5-2により説明

(会長)

ただ今の説明に対して、ご質問があればどうぞ。

(委員)

三瀬地区は下水道の未普及地区で、(農業集落排水事業による整備にあたり)令和2年度に実施した加入意向調査の回答の内訳として不同意36世帯、そのあと13世帯が同意したとなっているが、不同意の理由はどのようなになっているか。

(事務局)

意向調査を行うに当たり、加入するかしないかという選択肢のみで調査書を作成したため個別の不同意理由は把握していないが、フォローアップの中で不同意世帯などを回って実際に話を伺ったところ、主に生活事情によるもので、例えば分担金がかかることとあわせて、今使用している浄化槽等から下水道につなぐための工事に多額の費用が生じることになり、それらの支払い等に関して不安を抱えるという意見が数件寄せられた。

そのほかにも、高齢世帯では後を継ぐ家族がおらず今の家屋に居住するのも何年になるかわからない、などの理由により不同意に至ったケースが一定数あると見込んでいる。

(委員)

本事業は、(1)で諮問のあった低所得者の分割払い年数の延長とどのように関連するか。

(事務局)

(1)の諮問案件について審議会での審議(及び答申)を経て条例が改正されるに至った場合は、三瀬地区農業集落排水事業についても適用するものと考えている。

(委員)

もしそのように措置したとしても最後まで不同意であるとなった場合の対応についてはどのように考えているか。

(事務局)

整備工事に際しては各世帯に最終的な加入意向について調査し、同意のあった世帯からは実際に下水道への加入をしていただくことになり、1件でも多く加入いただくことを目指してはいるが、どうしても加入できない事情がある場合は、強制できないと考えている。

(委員)

1世帯当たり229,535円を20回払いで想定したイメージが5頁目の表3で示されているが、先刻説明のあった下水道(受益者負担金)の収納率は当然ながら100%に至ってはいない。

そのため、あらかじめ100%の収納率に至らないことを見込み、クリティカルに計算をして分担金の分割納付額を設定するのが民間の考え方であるが、それを取り入れていない理由は何か。

(事務局)

分担金の算定根拠（5頁目中段）となる計算式に事業費総額を載せているが、これが確定した事業費総額ではなく計画事業費であるというのが第一点としてある。

それを踏まえて計画事業費の5%の分担金額を設定するが、事業費は変動することが想定されるため（確定事業費の5%と一致したものにはならず）、最終年度で事業費が固まった段階で100%になるのか、あるいは99%程度になるのか流動的などころがあるため、あらかじめ100%となる金額を設定することが難しいという事情がある。収納率は100%を目指しつつ、収納に至らなかった部分については最終的に市費をもって充てることになる。

(委員)

総事業費19億700万円が見込まれているが、由良浄化センターまでの区間延長2.1kmの管路整備を実施することにより、新たな污水处理施設の建設費が含まれない事業費と思われるが、三瀬地区の430世帯が加わったとしても由良浄化センターの処理能力で対応可能か。

(事務局)

由良浄化センターの建設が計画された時期は、由良地区の人口が現在よりも多く、由良浄化センターの処理能力については当時の人口が基準となって建設された。

また当該地区は計画時点においては民宿や旅館の数が多く、海水浴客など季節変動による外部からの人口の流入が相当数見込まれていたが、現在は民宿等が減少したことに加えて人口減少が著しくなり、現在の由良浄化センターにおいて三瀬地区の汚水を受け入れたとしても処理能力上特に問題はないと判断している。

(委員)

他の地域と比較すると分担金が229,000円程度と低くなっているのは、加入世帯数が430世帯と多いことと、既存の污水处理施設を使用することにより、総事業費の低減が図られたものと考えられるが、ほかに何か要因はあるか。

(事務局)

ご指摘のとおり新たな污水处理施設を建設する必要がないためコスト削減が図られるということに加え、三瀬地区は住宅がある程度密集しているため、整備効率がかなりよい地区であることが要因としてあると考えられる。

それによって一定の管渠の整備延長に対して張り付く宅地の割合が多いということになるため、分母(大)・分子(小)の関係で分担金が他の地区より安く済んでいると考えられる。

(委員)

由良浄化センターの建設に際して、その整備事業費の中には由良地区の住民の分担金が含まれている。一方で三瀬地区の住民は処理施設に係る費用を負担することなく、管路延長2.1kmの工事費用に係る分担金で済むことになる。そのあたりについて由良地区から不満などは出ていないか。

(事務局)

由良地区にも説明会に入っており、そのような話が全くなかったわけではないが、由良浄化センターは漁業集落排水事業で整備しており、漁港の整備など様々な施設整備と併せて実施したため、4%の分担金、158,071円という非常に安い金額となった経緯がある。このため、三瀬地区の汚水を由良浄化センターで処理することについて、最終的に地区の合意を得ているところである。

(会長)

大分理解が深まってきたように思うが、いくつか不確定要素があるということで、すでに同意を得た414世帯に今後同意を得る見込みの13世帯を加えても430世帯には至らないということもあり、そのあたりは長年の経験から、430までは同意世帯数を伸ばせるだろうという判断がなされていると思われる。

この件についても今出された委員の意見を踏まえながら、事務局で答申案の作成をお願いしたい。

8. 報告

(会長)

それでは、「8. 報告」の「(1) 令和3年度上下水道事業決算について」事務局から説明をお願いしたい。

(1) 令和3年度上下水道事業決算について

(事務局)

※配布資料6-1により説明

(会長)

これについて質問等があればどうぞ。

～ 委員 質問等なし ～

(会長)

次に、「(2) 経営効率化に向けた取組について」事務局から説明をお願いしたい。

(2) 経営効率化に向けた取組について

(事務局)

※配布資料6-2により説明

(会長)

これについて質問等があればどうぞ。

～ 委員 質問等なし ～

(会長)

次に、「(3) その他」について委員・事務局から議題があればどうぞ。

～ 提示なし ～

(会長)

それでは予定されていた議題はすべて終了となった。活発な議論を頂いたことに感謝申し上げます。進行を事務局にお返しする。

9. その他

今後の開催に係る事務連絡等

12月13日(火) 午後1時30分開催予定

10. 閉会

《施設見学：鶴岡浄化センター》

汚水処理の仕組みについて（水処理・汚泥処理）

消化ガス発電事業について

下水処理水を用いた飼料用米栽培・水耕栽培について

以 上